

北見市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北見市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌資料を広告媒体として活用することにより、雑誌資料の拡充と購入のための財源を確保し、図書館サービスの充実を図るとともに、民間事業者等に広告表示を通して情報発信の場を提供することを目的とする。

(制度の内容)

- 第3条 広告を表示する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が、雑誌の購入費を負担し、購入した雑誌を北見市立図書館（以下「図書館」という。）が雑誌コーナーに排架するものとする。
- 2 雑誌スポンサーは、当該雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を、また雑誌架と提供雑誌の最新号カバー裏面にスポンサーの広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供することができる。
 - 3 雑誌の調達は図書館が行い、排架位置並びに保存及び廃棄については図書館が決定するものとする。
 - 4 北見市立図書館長（以下「図書館長」という。）は、図書館ホームページ等で雑誌スポンサーの名称等を公表する。ただし、雑誌スポンサーの申出により匿名にすることができる。

(雑誌スポンサーの対象)

- 第4条 雑誌スポンサーは、企業及び団体、個人を対象とする。
- 2 雑誌スポンサーは、次の各号に該当する規制業種又は事業者は対象としない。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 北見市広告掲載基準第3条に該当する者
 - (2) 市税等に未納がある者
 - (3) その他北見市（以下「市」という。）が適当でないと認める者

(広告の内容)

第5条 広告及びスポンサー名は図書館の公共性及び信頼性を損なうおそれのないものとし、北見市広告事業実施要綱第6条及び北見市広告掲載基準第4条各項いずれかに該当する広告は、スポンサー制度の対象としない。

- 2 雑誌スポンサーは、北見市広告事業実施要綱及び北見市広告掲載基準を遵守しなければならない。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び位置等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 雑誌カバーの表面側

雑誌カバーの表面側にはスポンサー名を表示する。表示の大きさは、縦5センチメートル×横15センチメートルの範囲内で雑誌面横幅を上回らない範囲とし、貼付位置はカバー底辺より9センチメートル程度上部の中央付近とする。

(2) 雑誌カバーの裏面側

スポンサーの希望する広告を表示するものとし、表示の大きさは、雑誌面の大きさを上回らない範囲とする。

(3) 雑誌架

上部にスポンサー名を表示する。表示の大きさは、縦5センチメートル×横15センチメートルの範囲内とし、貼付位置は雑誌架上辺より5センチメートル程度下部の中央付近とする。その下部にスポンサーの希望する広告を表示するものとし、表示の大きさは、A5縦横サイズとする。なお、貼付位置は雑誌を排架した際に妨げにならない位置とする。

- 2 スポンサー名は、前項の表示位置のいずれにおいても同一名称を用いることとする。
- 3 雑誌カバー表面側と雑誌架に貼付するスポンサー名表示は図書館が作成し、雑誌カバー裏面と雑誌架に貼付する広告はスポンサーが作成するものとする。

(雑誌の選定)

第7条 雑誌スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストの中から提供する雑誌を選定するものとする。

- 2 同一雑誌について、複数の雑誌スポンサーより雑誌提供の申込みがあった場合は、原則として申込み時点における先着順とし、郵送による同時受け取りの場合は抽選とする。
- 3 前項の一覧以外の雑誌について、雑誌スポンサーからの希望がある場合は次の各号に該当しないものとし、事前に図書館と協議するものとする。

(1) 第5条第1項に該当するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、図書館長が納入する雑誌として適当と認められないもの

(申込み)

第8条 雑誌スポンサーの申込みを希望する者は、雑誌スポンサー申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 掲示しようとする広告の図案及び原稿
- (2) 雑誌スポンサーになろうとする者の概要が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定及び覚書の締結)

第9条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、内容を審査の上、雑誌スポンサーの可否を決定し、雑誌スポンサー決定通知書(第2号様式)により申込者に通知する。

- 2 雑誌スポンサーに決定された者は、市長と雑誌スポンサー制度に関する覚書(第3号様式)を締結する。

(雑誌購入代金の支払い及び納入)

第10条 提供雑誌は、図書館が別に指定した納入業者から購入するものとする。

- 2 提供雑誌の購入代金は、納入業者が指定した期日までに、納入業者の請求に基づいて雑誌スポンサーが直接支払うものとする。
- 3 納入業者への支払いは、契約期間分を一括先払いとし、価格変動等により過不足が生じた場合は、年度末に精算するものとする。
- 4 納入業者への支払いにかかる振込手数料が生じた場合は、雑誌スポンサーの負担とする。
- 5 提供雑誌が当該掲出期間中に休刊、廃刊等になった場合は、雑誌スポンサーと図書館で協議の上、別の雑誌に広告を振替えるものとする。
- 6 提供雑誌が貸出及び閲覧状況により、図書館が以後受入しない決定をした場合、雑誌スポンサーと図書館で協議の上、別の雑誌に広告を振替えるものとする。
- 7 提供雑誌は、納入業者が図書館に納入するものとする。

(広告の内容変更及び広告掲載権利の譲渡禁止)

第11条 広告の内容変更は年間4回までとし、変更に当たっては、図書館と事前に協議の上、変更届(第4号様式)を提出しその承認を得なければならない。

- 2 広告内容は、雑誌スポンサー自身の広告のみとし、雑誌スポンサーは、その決定を受けた広告を掲載する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告の掲出期間)

第12条 広告の掲出期間は、原則1年間(4月1日から翌3月31日)とし、年度途中の場合は、市長が雑誌スポンサーを決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、決定が1月から3月になる見込みのときは、雑誌スポンサーと協議により雑誌の提供を含め、新年度の4月1日からとする。

- 2 前項の期間満了の3ヶ月前までに、雑誌スポンサーから雑誌の提供中止届(第5号様式)

式)がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。この場合において、更新後の広告の掲出期間は、更新前の広告の掲出期間満了日の翌年3月31日までとする。

3 雑誌スポンサーからの年度途中での覚書の解除は認めない。

(雑誌の所有権)

第13条 この制度により提供された雑誌の所有権は、市に帰属する。

(雑誌スポンサーと広告掲載決定の取消)

第14条 雑誌スポンサーに決定した者が、雑誌の提供中止届(第5号様式)を提出した場合、若しくは下記の事由に該当することが明らかな場合、市長は雑誌スポンサー取消通知(第6号様式)により雑誌スポンサーに通知した上で、当該雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

(1) 提供する雑誌の購入代金を指定期日までに納入しないとき。

(2) 雑誌スポンサー制度申請書に記載した内容に瑕疵又は虚偽が判明したとき。

(3) 雑誌スポンサー決定後の状況変化等により第4条に該当したとき。

2 雑誌スポンサーが提供雑誌に掲示した広告の内容が下記の事由に該当することが明らかな場合は、市長は当該広告の掲出を取り消すことができる。

(1) 広告内容に瑕疵、虚偽、誤記等があるとき。

(2) 広告内容が第三者の権利を侵害しているとき。

(3) 広告に関連する財産権について、係争があるとき。

3 前項の取扱いに関して、図書館はこれらの処分によって生じた損害の責めを負わない。

4 前項の規定により広告の掲出を取消した場合は、すでに納入されている雑誌及びその代金の返還はしない。

(雑誌スポンサーの責務)

第15条 雑誌スポンサーは、表示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成27年10月8日から施行する。